

交通事故などで医療機関を受診するときは 共済組合にご連絡を!

交通事故や傷害事件等(以下「第三者行為」といいます。)が原因でケガをした場合は、一般的に加害者(第三者)が治療費などを負担することになります。

しかし、過失割合について加害者との話し合いがつかなくなったり、賠償が遅れたりする場合もあるため、そのケガが公務中や通勤途中でない場合には、組合員証を使って診療を受けることもできますので、共済事務担当課をとおして当組合にその旨を連絡してください。

その場合、当組合が一時的に医療費を立て替え、加害者に損害賠償請求を行うため、次の書類を提出してください。

なお、書類を提出いただけない場合や、組合員や被扶養者に不利な示談をした場合には当組合は加害者に医療費を請求できなくなり、組合員自身にご負担いただく場合がありますので、示談を行う際は慎重をお願いします。

事故の届出に必要な書類



- ① 損害賠償申告書
- ② 事故発生状況報告書
- ③ 自動車損害賠償保険契約関係届
- ④ 念書または誓約書
(任意保険等で賠償額を補てんできない場合は念書に代えて誓約書を提出してください。)
- ⑤ 交通事故証明書(原本)
※自動車安全運転センター発行
- ⑥ 示談書の写し(示談が成立している場合)
※交通事故以外の届出は①、④、⑥になります。

第三者行為に該当するケガの例

- 自動車に同乗中の事故
- 自転車ででの接触事故
- スキー・スノーボードの衝突事故
- 飲食店等での食中毒
- 他人の飼っているペットに噛まれたケガ
- 工事現場での落下物によるケガ
- けんかで受けたケガ

受傷原因の照会について

外傷性の診療を受けたときは、その受傷原因が第三者行為や公務災害によるものかを確認するため、当組合から照会をさせていただく場合がありますので、共済事務担当課より連絡があった際にご協力をお願いします。

公務中や通勤途中の事故について

公務中や通勤途中の事故による治療費は、地方公務員災害補償基金が負担するため、組合員証は使用できません。

お問い合わせ先 医療健康課(医療給付係) TEL 029-301-1413

メンタルヘルスセミナー開催延期のお知らせ

「いばらき共済」令和2年3月号(No.322)でお知らせしました標記セミナーについて、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の収束時期など先行きが不透明な状況であるため、開催を延期することとしました。

お申し込みを検討されていた組合員の皆さんには、なにとぞご理解くださいますようお願いいたします。なお、当組合主催の各種セミナー及び講習会等の開催時期・方法につきましては、状況に応じて改めて本紙及び当組合ホームページ等でお知らせしてまいります。

お問い合わせ先 福利厚生課(厚生係) TEL 029-301-1412